

岐阜県公報

号 外 (四) 令 和 三 年 四 月 一 日

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育財務課の項中「情報基盤管理係」を削り、同表教職員課の項中「管理調整係」の下に「免許係」を加え、「高等学校係」を「高等学校・特別支援学校係」に改め、「免許係」を削り、同表教育研修課の項中「情報研修係」を削り、同表学校安全課の項中「生徒指導係」の下に「地域支援係」を加える。

第三条の表教育総務課の項中第二十一号を第二十四号とし、第二十号の次に次の三号を加える。

二十一 ICTを活用した教育に関する企画立案及び調整に関すること。

二十二 教育に関する情報基盤の管理に関すること。

二十三 ICTを活用した教育に係る研修に関すること。

第三条の表教育財務課の項第七号を削り、同表教育研修課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第三条の二第一項の表教育総務課の項中

目 次

教育委員会規則

○岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

（教育総務課）

一

教育委員会訓令甲

○岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

（教育管理課）

二

○岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令

（同）

二

教育対策調整室 教育対策調整係	を
教育対策調整室 教育対策調整係	に
ICT教育推進室 ICT教育企画係、情報基盤係、研修係	
改め、同条第二項の表教育対策調整室の項の次に次のように加える。	
ICT教育推進室 前条の表教育総務課の項第二十一号から第二十三号までに掲げる事務	
第六条の二第二項中「本庁の」の下に「必要と認める」を加える。	
第八条の四の二第二項中「及び地域管理監」を削り、「処理する」の下に「ほか、課長を補佐し、課の予算、人事その他の内部管理事務を掌理する」を加え、同条に次の一項を加える。	
3 地域管理監は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。	
附則	
この規則は、公布の日から施行する。	
教育委員会訓令甲 事務局一般 各県立学校	
岐阜県教育委員会訓令甲第二号	
岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令	
令和三年四月一日	
岐阜県教育委員会 教育長 堀 貴 雄	
岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令	

第四条第一項の表第三条第二項に規定する署名の項中「情報企画課長」を「情報システム課長」に、「つえ」を「上」に改め、同条第三項中「情報企画課長」を「情報システム課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社